

熊本大学法学会発行

熊本法学 第六十八号（一九九一年六月）抜刷

Nocius Terrae の概念について（二）

——十二—十三世紀の立法例から——

若曾根 健 治

# Nocivus Terrae の概念について (二)

——十二—十三世紀の立法例から——

若曾根 健 治

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 nocivus terrae 及 denunciare
- 三 ラント平和令における infamia (以上、本誌六六号)
- 四 Liber Exoni における infamia
- 五 Liber Constitutionum Regni Siciliae における infamia (以上、二八号で本誌)
- 六 むすび

## 四

十九 C. May の指摘によれば、Infamie 概念がカノン訴訟法と密接に結びついたのは、すでに古く、九世紀中葉のいわゆる Pseudoisidorische Fälschungen 以来のことであった。この偽文書集の一つであり中心をなすものに、クレメンス一世 (ca. 88-97) からグレゴリウス二世 (715-731) に到る教皇文書の集成、つまり Pseudoisidorische Dekretalen があった。<sup>(12)</sup> 後代 Decretum Gratiani 中の訴訟に關係する諸カノンの中には、Infamie が大きな役割を果たしている。<sup>(13)</sup> こうした教皇文書もまた数多く見いだされ、<sup>(14)</sup> 当偽文書集によって始めて、以後 infamia が教会法にとって真に内在的なものとなったといわれる。<sup>(15)</sup> ともかく、中世に広く流布することになるこの Dekretalen の中の一つを紹介すれば、クレメンス一世のものと称される諸司教あての書簡(西暦九一年)には次のような文句が存する。《なぜならば、キリストの使者として、貴方たちが果たすのは人民を教化することであり、これとは反対にかれらがなすのは、神に対してのように貴方たちに対して服従することである。しかし、もし、すべての presbiteri や diaconi や subdiaconi、その他のすべての聖職者、そして身分の高下を問わずすべての principes、やうに残りの populi や tribus や lingue が、貴方たち司教に服従しないならば、かれらは、名譽を失ったもの (infames) となるのみならず、神の国や信徒の団体から追放されたるもの (exortos) となり聖なる神の教会の門から遠ざけられたものとなるであらう》と。<sup>(16)</sup> ただ本節は、カノン法における infamia の初期史、<sup>(17)</sup> 發展史を取り扱うところではないので、ここでは、さしあたって以上を前置くのみでとめておこう。

二〇 さて、こうして本節以下では、十二—十三世紀カノン法、なかんずく、グレゴリウス九世がボローニヤの

doctor decretorum であるニコ会士たる Rainmund von Peniaforte (1175/80-1275) をスペインから呼び寄せ、一二三〇年来編纂にあたらせたいわゆる Liber decretalium extra Decretum vaganium > 略して Liber Extra > (一二三四)に見いだされる諸カノンにおける infamia の問題を取り上げる。その緒として、前節三後段で述べた、有罪判決としての infamia の判決、つまり infamias (名譽を失った者との烙印を押しされること) に関する事例の紹介から始めていきたい。

さきに前節一で掲げ、いずれも後に Decretales に収められるに到った異端関係文書にすでに、そういった infamias の例が見られる。まずフリードリヒ一世とのヴェロナ教会会議における会同を契機に発せられ、始め Probst Bernhard Balbi von Pavia の手によつて Compilatio prima (1187/91) に収録された一一八四年十一月四日の教皇ルキウス三世の勅令『滅ぼすために』 Ad abolendam <sup>(82)</sup> は左の通り述べる。《余は異端者の援護者 (Fautores haereticorum) すべてを、あたかも、永久の不名譽によつて有罪の判決を下された者 (perpetua infamia condemnatos)、『将来、法廷における』弁護や証言「の活動」および他のあらゆる公職から追ひ払われたる者と決定する》(X.V. 7.9)。また、教皇位を《ベテロの後継者としてイエス・キリストの代理人 (successores Petri et vicarii Jesu Christi)》と位置づけ<sup>(83)</sup>—かのグレゴリウス七世ですら《ベテロの代理人》と称することで満足していた——徹底して教皇権の高揚をはかったインノケンティウス二世の、一一九九年三月二五日教皇領都市 Vierno の聖職者、役人および市民にあてた書簡『老弱に向かう者の』 Vergentis in senium <sup>(84)</sup> も同じく次のように記している。《余は余の兄弟たちの共通の助言、さらにローマ教皇座に居合わせた大司教や司教らの同意をえて次のことを厳しく禁止する。何びとであれどのようにしてであれ、異端者を匿い (receptare) あるいは弁護し (defensare) またはどんなふうにてあれ彼ら「異端者」に好意をよせ (favere) あるいは帰依すること (credere) これである。かつ、この教令によつて以下のことを固く定める。何びとかがこれらのあることをおこない、彼が一度あるいは二度注意を受け、「にもかかわらず」さらになお彼の傲慢さを差し控える。こ

説とを考へないならば法律上当然に不名譽となり (ipso iure sit factus infamis) 「これによって」都市の公職または参事会員に就くことも、ある者をそのようなもの「職」に選出することも「法廷で」証言をおこなうことも許されぬ。》  
続けて「Ad abolendam」には未だなかった文言で述べる。《さらに「こうして」証言能力がなくなった者は遺産の相続にもあずかりえない (sit etiam intestabilis, nec ad hereditatis successionem accedat)》と (X.V. 7. 10)。一二一五年

十一月三十日第四ラテラノ公会議の全体会議で公布された長文の決議、第三条は八箇条にわけられ X.V. 7. 10 に収められたが、その中で次のようにいうのは大きく「Vergentis」に由来している。曰く、《異端者の掃依者 (credentes hereticorum)》さらに異端者の隠匿者 (receptores) 弁護者 (defensores) および後援者 (auxilios) は破門に服するものと決定する。そして、次のように固く定める。このような者の何びとかが破門の有罪判決を蒙った後、一年間のうちに罪を償うことを整へるならば (si satisfacere contempserit infra annum) 彼はそのときから法律上当然に不名譽となり、公職または参事会員に就くこともある者をそのようなものに選出することも、証言をおこなうことも許されぬ。さらに「こうして」証言能力のなくなった者は、遺言を自由に作成する権利を有せず遺産の相続にもあずかりえない》(X.V. 7. 13. § 5)。最後に、みずからを《神の僕らの僕 (Gregorius episcopus servus servorum dei)》と称したグレゴリウス九世がヨーロッパ中の大司教や諸侯にたいし発した書簡の一つ、一二三一年六月二五日トリアー大司教とその属司教たちに向けた書簡の中に異端に関わる二つの文書を載せ、大司教の都市・教区においてこれらの周知徹底をはかるよう指示した。<sup>(註)</sup>それは、冒頭部分のみが X.V. 7. 15 に収録されたグレゴリウス自身の nova statuta と、元老院議員 Annibaldo がローマ市民の名によって布告した constitutiones であつたが、このうち前者は以下のように述べ前記ラテラノ公会議決議を繰り返している。《彼ら「異端者の」掃依者は「その」罪については異端者と同様たるものと決定する。異端者の隠匿者、弁護者、後援者は破門の判決に服するものと決定する。そして、次のように固く定める。彼らの何

ひともし破門に宣せられて以後、さらになおもうした傲慢さから覚めるよう気を配るということをせぬときは法律上当然に不名譽となり……云々と。ただ、この nova statuta では上掲の他の例とは違って、「帰依者」は異端者と同等者と見なされ、帰依者と「隠匿者」以下の支援者とが制裁・処遇の上ではっきり区別されているのが注目される。<sup>(18)</sup>

これはともかく、これら諸例で注目すべきは、『Inquisitio』の有罪判決を受ける者として共通にあげられているのが異端者そのものというよりは、むしろその支援者の方であったことである。支援者の断罪についてはすでに教皇アレクサンデル三世 (1159-1181) のもと一一七九年三月の第三ラテラノ公会議の決議第二十七条 (XVI, c. 78) が『彼ら [異端者 Cathari や Publicani や Pataveni] および彼らの弁護者および隠匿者は破門に服せしめるものと裁決する (eos, et defensores et receptatores eorum anathemati decernimus subiacere)』と書いていた。<sup>(19)</sup> 支援者についてもその財産の没収を始めて定めたのは、Waldensor にたいするアラゴン王アルフォンソ二世の一一九四年の法である。すなわち曰く、『Valdenses や Zapalati……を……家に受け入れるという罪を犯す者は、全能の神、並びに朕の本意に反することになる (indignationem incurrisse) のを知るべし。そして、彼らの財産は没収され [これについて] 裁判に訴えても救済されえず、あたかも反逆罪のようく処罰される (bonis que suis absque appellationis remedio confiscandis, se tanquam reum lese maiestatis puniendum)』と。O・ハーゲネーターによれば、この異端法規の作成には教皇庁の助力があった。<sup>(20)</sup> ともかく、このように諸法において、異端の支援者に注意が向けられていたのには理由があった。その点に関してはつとに、とりわけて南フランス、それも「いわゆるアルビ・カルカッソヌヌ・トゥールーズ三角、ないしこれにフォアを加えてできる四辺形」地域に濃密に展開するカタリ派 (一一六七年五月サン・フェリクス・ド・ローラゲエ) 異端会議において同派の教団が組織される ( ) について、「社会的、政治的に重要なのは、異端者そのものよりも、むしろ帰依者、支持

説者であつた。少なくとも、乱入してくる「アルビジョア」十字軍を迎えうつたのは「婦依者」たる領主や市民であつた

こと、そしてこうした「幫助者の層の深さ、はばの広さこそ異端拡大の要件であり、また南フランス独特の現象」を

形成したということが指摘されてきている。このように「異端が積極的に、むしろ執拗に活動を持続できたのは、い

うまでもなく根強い支持層<sup>(註)</sup>があつたとすれば、異端対策者の関心が、いかにして異端支援者を正統教会のもとに連

れ戻すかにあつたかはよく理解できる。四つの文書が右述にいう趣旨もまた、とくにそのことに関わっていたといえ

よう。ただとくにインノケンティウスの異端対策は、ルキウス二世におけるそれと比べてきわめて特徴のあるもの

だつたといわれている。すなわち、インノケンティウスは、「異端問題における司牧者の責任を重視し、異端対策と

教会改革とを一体のものと考えた」こと、さらに『キリストの羊』を異端の被害から守り、迷える羊を、それが教

会に帰順する可能性のある限り、教会に呼戻す<sup>(註)</sup>という「当時としては異例なほどの宥和、寛容」の政策を示してい

たことである。

二一 この関連で、また「司牧者の責任」を重視するインノケンティウスの文書といふことで注目されるのは、一

一九九年五月五日サンス大司教 Michael von Corbeil にあてた書簡『余の心配のうちで』<sup>(註)</sup> Inter sollicitudines nostras

である。そして、この書簡が同時に、次に本節の主題たるグレゴリアーナにおける infamia の概念の問題に移る橋渡

しの役割を果たすのである。そこに曰く、《加えて貴兄は、彼「司祭 Bernard von Nevers」に左のように厳命すべき

である。かの「Charité-sur-Loire」村および他の周辺の村々において、彼が公教の信仰を告白し賛美すること、そ

して異端の邪惡に打ち勝ちそれを忌避することを。次に、彼が、彼の生活を良きおこないによって整えることで悪評

がよき評判に変わり (viam suam bonis adomans operibus, ut infamia convertatur in bonam famam) へあふゆる品行

と嫌疑とが公教徒たちの意図から拭い取られるようになる (omne scandalum et suspicio de catholicorum meritis

delantur) ことせ》(X.V. 34.10)。こうした、《悪評が良き評判に変わる》ようにおこないを正すべしということも、「教会に戻る可能性のある者に教会の門戸を大きく開く」教皇の寛容的政策が表明されているようか。いずれにせよ、《生活を良きおこないによって整える》か否かということと、《bona fama》あるいは《infamia》の概念とがいか

に深く関わり合っていたかが、そこに明瞭に読みとれよう。結論的にいえば、本節のテーマはこういったことの確定にあるのだが、もう少しこの辺りを探って行きたい。

さて、このような《infamia》とか《bona fama》とかは、実は十二—十三世紀の時代に大きく発展していったカノン法の刑事裁判、とくにそのうち開始手続を形成する一つの重要な要素であった。「はじめて組織的な異端者捜しとそれに伴う異端審問所の設置のきっかけ」となった、司教による異端審問(Inquisitio episcopalis)を提起した<sup>(10)</sup> Ad abolendam<sup>(11)</sup>において、教皇ルキウスはこうした審問手続に關し下のごとく述べている。《いかなる大司教、あるいは司教もみずから、または彼の聖堂主席助祭、あるいは他の品行正しく有能なる者たちを通して、異端者が居住しているという評判[言い換えれば、悪評]の存する自[司]の教区を年に一度あるいは二度巡回するべし (bis vel semel in anno propriam parochiam, in qua fama fuerit haereticos habitare, circumueat)。<sup>(12)</sup>そして「巡回者は」その土地で、三名あるいはそれ以上の数の良き証言者に対して、あるいはそのほかにもし役に立つと思われるならば、近隣住民すべてに対して次のことを宣誓するよう要求するべし、すなわち、もし何ひとかがその地で、異端者または他の、秘密の集會に赴く者 (occulia conventicula celebrantes)、あるいは生活および習慣のうえで信徒共通の交際から離脱している者 (a communi conversatione fidelium via et moribus dissidentes) を知ったときは、それらの者[司]の名[司]を司教あるいは司教座聖堂助祭に通告するように努めることである》(X.V. 7.6)。<sup>(13)</sup>ここに《生活および習慣のうえで信徒共通の交際から離脱している者》といわれているのととりわけ注意を払いたい。トリール大司教あての文書(既述二二三年六月二五



日)中に掲げられたグレゴリウス九世の *nova statuta* 中でもまさにその文言が繰り返されていた。これが *Ad abolendam* の言葉に遡るのは疑いない。続けて *nova statuta* は述べている。『「異端者などそうした者を知ったら」彼は、それらの者を彼の聴罪師あるいは他の者——これらの者を通して「そうした者の存在が」彼の高級聖職者の知るところとなることを信じるべし——に通告するよう努むべし。そうでないときは、彼は破門の判決につきあたるべし』。ここには、異端者や、いうところの生活離脱者などを知りえたにもかかわらずそれをあえて告げない者、<sup>(10)</sup> こういった意味でいわば「不作為者」はすでにそのことで、異端の積極的な「支援者」と見なされたことがわかる。これはさておき以下では、右にいうような生活離脱者の問題と密接に関係するので、*Ad abolendam* でいわれている審問手続、もしくはその発展形態について、やはり同じようにその中で審問手続を語っている、先の一九九年五月の書簡 *Inter sollicitudines nostras* を中心に、もう少し具体的に見ておこう。

この書簡にいう審問手続 (Inquisition) とは、北フランスでの異端運動の中心地として、また審問官 Robert le Bougre (彼自身、過去に異端者だったとされている) の活動——しかも、ファナティックと評されているような<sup>(11)</sup>——との関連でも諸研究においてつとに知られている。Charité-sur-Loire (diocese d'Auxerre 内にあった) の村にあって、一一九八年に起きた Bernard von Nevers というある聖職者に対する裁判を指している。<sup>(12)</sup> この裁判の発端の模様は概略左のようである。『(Auxerre や Nevers や Meaux の司教たちの臨席下)「貴兄」<sup>(13)</sup>「サンス大司教」は、当 [Charité-sur-Loire] 村の住民を一つの場所へ集合させ、この場所で、異端者とその教義とについて入念なる審問をおこなった。[その結果] 異端の邪悪に関して公然と悪評を立てられたる者たることが貴兄によって見いだされた他の者たちの中に交りて (inter alios, quos super haereticas pravitate repositi publice infamatos) Nevers の司教座聖堂参事会首席司祭 [たる Bernard] が罪を負いたる者であることを貴兄は「住民の」一致した意見にしたがって (communi opinione) 知り、

そして彼 [Bernhard] の中にあるいは彼を通して、カトリック教徒の考えにとって穏やかならざる不品行が存すること (non modicum fuisse scandalum catholicorum animis) を明らかにした<sup>(16)</sup> (N.V. 34.10)。書簡中の文言をして語らした、当該司教区における裁判の模様はこうであったが、高級聖職者が対象となったということも手伝ってか、当人を断罪するにせよ雪冤手続に付するにせよ、異端容疑につき疑義が払拭されえず、ために結局事件は関係管轄の司教並びに司教の手を離れて、教皇の決定に委ねられた。

ところで、教皇はさきにサンス大司教の面前でおこなわれた裁判について右書簡中に次のように書いていた。《教会の法は、こうした「被疑」者たちに対しては、彼らがカノン法上の雪冤証明 (purgatio canonica) を果たすまでは、職務 (officium) を停止させうることを教えている。しかし貴兄「サンス大司教」が、さらに加えて、罪の重大さのゆえに彼 [Bernhard] を聖職録からも遠ざけたことについて、余が不賛成の意を表しようとするわけではない。さらに、余は次のことも不賛成ではない。すなわち、彼に対しては正規の告訴人が現われてはいないといえども、しかし貴兄が貴兄の職務から (ex officio)、公然たる評判が告げるところによって (fama publica deferente) もっと十全に真実を調査しよう (plenus inquirere veritatem) と欲したこと、これである》(N.V. 34.10)<sup>(16)</sup>。ここでの教皇の考えはおそらくこうであった。雪冤証明に入るまでは被疑者に《officium》の遂行を停止させた大司教の措置はカノン法に基づいている、しかし、正規の告訴人が居ないこうした事件についてサンス大司教が被疑事実を調査させたことはカノン法に合わない、ただ、こうした大司教の措置については非を問うということはない、というものである<sup>(16)</sup>。全体にやささか含み声の調子である。では最終的にインノケンティウスの決定はどのようであったか。書簡はいう。《世に知られた悲評 (vulgata infamia) ・重大な不品行 (grave scandalum) ・証人の陳述から明らかとなった強固な嫌疑 (vehemens suspicio) 【の三つ】は、これら「それぞれ」がかの司教座聖堂参事会首席司祭に対して提起されていることは明らか

説  
かなるものの、それらのどれによっても彼には雪冤証明が課せられるものであることに気づき、かつ正義の維持と苛  
酷さの緩和とをめぐし、余はローマ教皇座に居合わせた余の兄弟たる大司教、司教などの同意をえて、彼に彼の「も  
のと同じ」品級の「宣誓補助」者十四人の手による雪冤証明を課すものとの判決を下しうるものと考えた (purgationem  
ei quartae decimae manus sui ordinis duximus indicendam) (X.V. 34.10)。必要とされる宣誓補助者の具体的な数は状

況に依じて裁判官が決定する。この場合、状況とは、上記にいうような《infamia》の公知性とか《scandalum》の重  
大性とか《suspectio》の強固性とかの加減の判断に拘わるのであるが、この判断もまた裁判官の裁量に委ねられる  
というのが purgatio における法であった。

二三 ここからは、異端運動の鎮圧という焦眉の急にあっても異端裁判についての教皇の慎重な姿勢がうかがえる。  
すなわち、異端の被疑者に対して向けられていたのがこういった《infamia》・《scandalum》・《suspectio》——これらがい  
かに世に聞こえたものであれ——という、被疑者の生活方法をめぐって表明されていた住民の《一致した意見》であ  
るとき、それに基づいて開始される手続については従来より守られるべき法が存した。このことに、教皇はとくに注  
意を喚起しようとするものようである。

ではその法とは何であったか。それに関しては、インノケンティウスの一八九九年五月十一日の司教 Martin von  
Osimo あて書簡《Tu nos duxit》<sup>(註)</sup>が良く示してくれている。しかも、ここには、こういった、いわば infamia に  
基づく手続 (Infamationsprozess) が正規の手続、ならびに notorium による手続との関係で述べられている。いささ  
か長文にわたるが左のごとくいう。《貴兄は余に次のことを相談してきた。公然と娼婦を抱えている聖職者らが貴兄  
から訪問を受けたものの娼婦を抱えていることを否定するとき、また彼らにたいして適格の告訴人 (legitimus accusa-  
tor) がないとき、彼らがそこに混じって生活していると認められる、その当の良き人々の証言 (testimonio honorum

virorum, inter quos vivere dignoscuntur) は信用してよいであろうか」と。そこで余は貴兄の相談に以下のごとく答へる。もし彼らの犯罪が正当に notorium と呼ばれざるをえないほど公然なものならば (si crimen eorum ita publicum est, ut merito debeat appellari notorium) 一つした事件では、そのような種類の犯罪はいかなる逃げ口上によつても隠されえない (hinc inde crimen nulla possit tergiversatione celari) から、証人 (testis) も告訴人も必要ではない。これに対して、公然たるものが明白な (evidentia) からでなくて風評 (fama) からくるときは、一つした事件においては彼らを有罪にするには「風評という」ただ一つの証言 (sola testimonia) では充分ではない。ただし、裁判は「そのような風評という」証言によつて (testimoniis) ではなく、証人によつてなされねばならないからである。しかしもし、聖職者らについて住民の中に疑惑がもたれ、そこから不品行が生じる (talis habetur suspicio, ut ex ea scandalum generetur in populo) ほむるとき、そして彼らにたいして告訴人 (accusator) が現れえないとき、彼には「風評による」カノンの雪冤証明 (canonica purgatio) が課される。彼らがこれを提示しようとしなるとき、もしくは提示されるもの「雪冤宣誓」について彼ら「の証明」が不充分なるときは貴兄は、彼らをカノンの懲罰によつて (canonica animadversione) 処罰するべきである》(X. III. 2. 8)。

書簡から Infamationsprozess に関する従来の法が浮かびあがってくる。告訴人がおらず、しかし「fama」、言い換えれば infamia——前記書簡では、注記しておいたように《証言》と呼ばれていたもの。P. Fournier は「良き人々」の意見としてあらわれた風評を悪評 diffamatio と呼ぶ<sup>(註)</sup>——があるときは、fama を蒙っている者はこれによつては有罪とはされえず、彼が infamia を否定するときは雪冤宣誓を課される。これはインノケンティウス三世のある別の書簡 (X. V. 1. 23) にも明瞭に述べられていることである。のみならず、これがすでに Kardinal Lothar von Segni が一九一八年一月八日教皇として就任する以前からの法であったことはアレクサンデル三世の書簡 <Nos inter alios>

説からわかる。すなわち Genon の司教が、『司教は教区民に、公然たる評判が彼「教区民」を訴えているとき(in publica fama eum accusante)、『雪冤証明をなすように強いる』と (ad purgationem cogere) ができるか』と質問してきたのに、

論 教皇は次のごとく答えている。『もし、告訴人や証人たちはいないが、何らかの犯罪に関して彼「教区民」が公然たる評判を蒙っている (publici laborat infamia) ときは、彼は司教によって雪冤宣誓を強要されねばならない』(XV, 34, 6) と。アレクサンデルのある一書簡によれば、このような場合、宣誓は五もしくは六名の補助者を伴って (XV, 3, 13: «cum quinta vel sexta manu sui ordinis») なされねばならなかった。ところが、インノケンティウスの時代になってくると幾分変わってくる。すなわち、このように、『infamia publica』は存するが告訴人があらわれなく、ただ従来のように purgatio だけでなくて、後述するように inquisitio も起こりうるに到ったのである。そしてこのような場合に、実際にいずれの手續を選択するかは、裁判官の裁量に依存した。purgatio canonica の制度は残したまま、<sup>(前)</sup>新機軸の手續が登場するのである。<sup>(後)</sup>

二四 Infamationsprozess の法は以上であったが、これと幾らか関連するので、書簡「Tua nos duxit」に述べられていた他の二裁判手續について少し考察を加えておこう。まず、正規の手續が起きるには告訴人がおり証人が存する必要があった。こうした要件の弾劾手續がカノン法上の唯一正規の手續であったことが当時一般に強く意識されていた一例として、インノケンティウス三世が一九八年九月二二日、聖職売買の疑いのあったミラノ大司教にあてた書簡「Ut nostrum prodeal」にあるものが参考にならう。これによれば、教皇が教皇使節に、「ミラノ大司教について inquisitio をなすよう命じたのになし、大司教は次のような具合に苦情を申し立てている。『何びとも告訴人がいなくては有罪の宣告を受けるべきでない (nullus debeat sine accusatore damnari)』から、そのような「聖職売買被疑」事件に関して正規の裁判において (in forma iudicii) なされるべきいかなることも存在しないのであり、さらに「告訴人が

いないときにおこなわれた証人の証言はわたしにとって損害をもたらしえないのである(XIII.12)と。P. Fourrier はインノケンティウスが刑事手続法に重要な改革、つまり職権的手続 (procedure d'office) の導入をはかった最初の明瞭な形跡を示すものとしてこの書簡をあげ、そのさい、職権的手続とは、裁判官が直接被疑者を相手に (contradictoirement avec le prevenu) おこなう尋問 (enquête) を意味しこれが一般に inquisitio と呼ばれるものと述べている。インノケンティウスは同書簡でこうした inquisitio の正当性の根拠を示そうとしている。《朕は、全き権力からではなくてむしろ職務上の義務から、下屬者〔ここでは、高位聖職者〕の逸脱を矯正するために (ad correctionem)、真実を調査し (inquirere veritatem) うるし、そうせねばならぬ》(XIII.12)。この inquisitio がおこなわれるのは《全き権利から (ex plenitudine potestatis)》でなく《職務上の義務から (ex officii debito)》であるといわれているところに注目しなければならない。inquisitio の導入は、当該教皇個人のいわば非常の大権といったものに基づくのではなく、紀律の監督者たる教皇の通常の職務に由来するのであり、この意味では、少なくとも教皇自身の意識においては新しい手続の創造とは見なされていなかった。いずれにしても、この正規の職務たるところに inquisitio 開設の正当性が求められていたことは間違いない。

つぎに、犯罪について《notorium》が存するときはおよそ告訴人は要せず、手続は職権的手続によってすすめることができ証人はおろかいかなる証明手続も、そして裁判手続そのものが不要であった——この点については notorium dictum p. c. 14 においてすでにグラーツィアーヌスがミラノの司教で教会博士 Ambrosius (339-397) を權威に引きついで《celerum que [criminal] manifesta sunt iudicium ordinem non requirunt》と書いていたのを参照——。つまり notorium そのものによつてすでに断罪が可能であった。ここで次の二つを指摘しておこう。(a) カノン法上 notorium 概念はそれ自体長い歴史を有したが、さしあたってここでは *Infamia* 概念との相違が問題となる。インノケンティ

説  
ウスの前記書簡「Tua nos duxit」がいうように publicum たることは infamia にも notorium にも共通していた。他方 infamia と notorium とでは証明手続における意義が違っていたことも書簡から明らかである。実はこの点はすでに、アレクサンデル三世の一書簡において認識されていた (XV, 3, 13: «...crimen non est publicum et notorium, si publica laborant infamia...») が、それが必ずしも一貫しておらず両者は混同されていた。<sup>(16)</sup>そして、インノケンティウス

スの「Tua nos duxit」によってやっと概念の証拠法上の地位が明瞭に区別されるにいたった。もちろん、この教皇書簡以後そうした混同が全くなかったわけではない。<sup>(16)</sup>

(b) 帝国法上 notorium 概念は古く一八六六年十二月二九日フリードリヒ一世の平和令「Constitutio contra incendiarios」c. 13 にこの、「カノン法におけると全く同様の概念」<sup>(16)</sup>が見いだされる。《放火者が捕えられ、裁判官の面前において放火を犯せしことを否認するときは、もし、その犯行が断然ラントを通して明白 (notorium per provinciam) というのでなければ、裁判官は七人の有能なる証人によって (cum VII idoneis testibus) 彼を断罪しうる。このときは彼「放火犯」は斬首に処される。しかるに犯行が notorium たるときは「断罪」証明は必要ではなく (nullius requiruntur est testimonium)、「彼は直ちに首を刎ねられる」。H. Holtzner によれば、<sup>(16)</sup>ここでは、放火者は現行犯行の有無にかかわらず身柄を拘束されるものとされている。そうとするとこのこと自体、新しい注目すべき手続が問題となっているということになるが、これはともかく、事実の公然性・周知性としての Notorium の概念がラント平和令で最初に知られるのは同じフリードリヒ・バルバロッサの一五二二年の帝国平和令の中である。曰く、《平和が決定されて以後、もし、何びとかが人を殺害せしときは、生命刑の判決を受くべし。ただし、彼「殺害者」が自己の生命を守るためにその者を殺害せしことを決闘によって証明しうるときは、このかぎりではない (nisi per duellum hoc probare possi, quod villain suam defendendo illum occiderit)」。これに対して、彼が余儀なくではなくて、自ら好んで (non

necessario sed voluntate) かの者を殺害せしことが、すべての人々に公然たる (omnibus manifestum) ときは、彼は決闘によっても他のいかなる方法によっても雪冤をなしえず、生命刑の判決を下される」(c. 1)。文言から推してこの規定が念頭に置いているのは、殺害者が殺害そのものは否定せず、正当防衛によってか、みずから謀ってなのかという殺害の態様を争う事例のようであるが、もしそうとすれば notorium も殺害自体ではなく殺害の態様をめぐるものとならう。もちろん、殺害の公然性は争われうるし、このときは《良き人々の証言》によって立証されねばならなくなる。この場合立証の対象となるのは、いうまでもなく、公然なりとして主張されている殺害事実の方ではなく、当該事実の公然性そのものであった。いずれにせよ «infamia» とは違つて «notorium» の概念は、ラント平和令には相当早くに見いだされていたことになる。W・トゥルーゼンは一二五二年平和令の notorium について、「カノン法に由来すると思われる」と書いている。

二五 ところで、一一九九年五月五日の書簡 «inter sollicitudines nostras» には《公然たる評判が告げるところによつて》というような注目すべき言葉が述べられていたのを思い出して戴きたい。すでにアレクサンデル三世の右述書簡 «Nos inter alios» にもつと明快に《公然たる風評が彼を告訴するとき》と記されていたのも、この関連で付け加えておいてよい。こうした文言と同旨のものは、一一九九年十二月十日の Dekretale «Licet Heli summus sacerdos» にも見いだされる。この勅令は、「インノケンティウス三世の改革的諸理念にさらに一般的な方式を与えた」ものとなれ、また、そこには、notorium に基づく手続の他に、per accusationem・per denuntiationem・per inquisitionem という三方式による (tribus modis) 手続がそれぞれに先立ってなされるべき手続、すなわちそれぞれ legitima inscriptio (原告がおこなうべき「適格なる署名」)・caritativa comonitio (被告にたいしてなされるべき「慈愛ある忠告」)・clamosa insinatio (高級聖職者へ向けた、被告が「悪評により召喚されるべき」との訴え出)とともにあげられ、こうしてカノン法上の主



説  
要な訴訟手続が勢揃いしており、この意味でも著名な教令である。ともかくそこに曰く、「何びとか〔下屬〕聖職者について、彼〔下屬聖職者〕に当然不利となりうるようなことが高位聖職者の耳に達するときは、彼〔高位聖職者〕はそれを簡単には信用してはならない。また、よく確かめられていないことが、彼〔下屬聖職者〕を断罪するものへと〔価値を〕高められてはならない。そうではなく教会の首長の面前で、入念に真実が吟味なされねばならない (diligenter est veritas perscrutanda)》(X. V. 3. 31)。書簡はこのように述べた後で、さらに記す。《あたかも同一人が告訴者で裁

判官となるというのではなく(non nunquam sit idem ipse accusator et iudex)〔ちよつと評判が告げるところによつて(fama deferente)〕あるいは叫び声が告発するところにしたがつて(denunciante clamore)〔彼〔高位聖職者〕の職務上の義務(officii debitum)が遂行されねばならぬ〕と(X. V. 3. 31)。

ここからは、二つのことがわかる。一つは(α)訴訟の開始は「裁判官」ではなく裁判官とは別の「告訴者」によることが確認されている。弾劾手続の理念が依然裁判制度にいかにか大きな影響力を有していたことが理解できる。他の一つでもっと重要なのは(β)「評判」や「叫び声」が「告訴者」の地位に置き換えられることが示されている。ここにも、弾劾手続の理念にできるかぎり離れないような試みが、しかも意識的になされているように見える。以上のうち(α)についてはともかくとして、(β)については「Licet Heil」では「Inter sollicitudines nostras」におけるとは、確かに同じように《公然たる》評判が告げるところによつて《と述べられてはいるものの、調子が幾分違っているのに気づこう。すなわち、Licet Heil》では「評判」の訴訟法上の意義がより明瞭になっているのである。周知の通り、*«Legis lima inscriptio»*——後述の書簡「Qualiter et quando」を参照——の言葉に知られているように告訴者に大きな負担を課した、適格の告訴がかりに提起されなくても、「評判」が存在し「叫び声」があがっているときは、これらに基づいておこなわれるかぎりで裁判官の職権による被疑事実の調査は、はっきりカノン法に合致するものと位置づけられ

るに到っているのである。W. Trusen はこのように、職権によつて (ex officio) おこなわれる inquisitio famae を認め、こうして、「インノケンティウス三世による審問手続 (Inquisitionsprozess) の導入は全く新たな産物というのではない。それは、当初は Infamationsverfahren の、小さな——しかし、その作用の点では法外に重要な——修正なのである」といふ、彼の主張の一つの大きな根拠をそこに求めている。ともかく、この勅令では、Infamia に基づく手続は《公然たる》評判が告げるところ、あるいは《叫び声が告発するところ》がいわば適格の告訴者たる地位を占める手続と、同様に性格づけられているのである。

二六 評判・叫び声がこのように位置づけられていくにまいしてその根拠とか理由を考えようとするとき、*licet* が次にいふのは参照に値しよう。《叫び声 (clamor)》——これが公然の評判によるものであれ、「高級聖職者に向けた」服属「聖職」者の度重なる訴え出に由来するものであれ (per publicam famam aut insinuationem frequentem subitum) ——が高位聖職者「の耳」に達し、「こうして、服属聖職者「について」罪の犯われている」ことが彼「高位聖職者」に告げ知らされるときは、彼は降つて行つて確かめる (descendere et videre) べきであり、すなわちもたらされた叫び声に真実が伴っているかどうかについて、指示を与え吟味する (mittere et inquirere) べきである。「創世紀十八の二一】」(X. V. 3. 31)。こゝには注記したように、旧約聖書の言葉があげられている。この関連で、もう一つ教皇書簡を紹介すれば、*licet* *Heil* と並んで、第四ラテラノ公会議決議の第八条《審問について (De inquisitionibus)》(= X. V. 1. 24) の典拠となつた書簡「二〇六年(当時の暦では二〇五年)二月二十六日インノケンティウスが Vercoli の司教と Abbas de Tilio とにあてた『いかに、またいつ』 Qualiter et quando に次のような文言が見いだわれぬ。《刑罰として》頭格減少、すなわち官位剝奪に及ぶ犯罪の告訴 (criminalis accusatio, quae ad diminutionem capitis, id est ad degradationem) は、「訴状に告訴者によつて」正規の署名 (legitima inscriptio) が前もつてなされぬかきりは許さ

説れない<sup>(四)</sup>。しかし、そのような犯罪に関してある人が悪評を立てられ、このようにして大きくすでに叫び声をあげられている (*super excessibus suis quisquam fuerit infamatus, ut in tantum iam clamor adscenderit*) ときには、もうこれ以上長くそれを見過(す)ならば間違いのきっかけとなり、あるいはそれを我慢すれば危険が起きるといふようなときは、瞬時のためらいもなく彼の犯罪が調査され、処罰されるために手続が進められるべきであり、それは、憎悪の炎からではなく慈愛の気持ちからなされるべきである(『X. V. 1. 17』)。もう少しこの書簡を辿っていくと、同書簡は *„Liceat Helio* においてと同じく、高位聖職者がどのように下級聖職者を審問し処罰すべきかについて福音書の言葉を引き出しているに出会う。『福音書には次のことが読まれる。主人の財産を浪費しているとのうわさを立てられている管理人がいて、主人は彼から聴く。『おまえについて私は何を聞いているか。おまえの計算報告を出せ。もうおまえは管理人とはなりえない』(ルカによる福音書一六の二)』。これに続けてさらに、*„Liceat Helio* の中ですでに言及されていたと同じく、*Genesis XVIII, v. 21* が引用されている。

このように、(《公然たる》) 評判が告げるところによって『始まる手続もまた聖書の言葉にしばしばその根拠が求められていた<sup>(四)</sup>——インノケンティウス三世が好んで聖書の文句を、しかも盛りだくさんに援用するのは彼の文書の一つの特徴ではあったのだが——。さらに、この *Infamationsverfahren* の成立事情については、かの一二〇六年二月の *„Qualiter et quanto* がいみじくも『もうこれ以上長くそれ「犯罪」を見過(す)ならば間違いのきっかけとな』るときは『瞬時のためらいもなく彼「悪評を立てられたる者」の犯罪が調査され』るべき云々と書くように、異端運動の先鋭化ということが大きく作用していたのが顧みられるべきであろう。同書簡が書かれたのは、頃しも、教皇特使として南フランスに派遣されていたシトー派修道士 *Pierre de Castelnau* が彼が破門を下した *Raymond VI, of Toulouse* 伯の手の者によって殺害され(一二〇八年一月)これを契機に十字軍が宣布・組織され、進軍を見る(翌年九月)ほん

の数年前のことであった。

しかも、この *Quantiter et quando* には、評判と叫び声に基づき開始される手続の様相が *Inter sollicitudines nostras* や *Licet Heil* におけるよりもっと明快に謳われており、左にこれを紹介しておくのも無益ではない。曰く、《このような模範「聖書の言葉」から次のことが明瞭に承認される。服属「聖職」者のみならず高位聖職者が罪を犯すとき、もしその犯罪が嫉視者や誹謗者たちによってではなく、慎重なる人や品行正しき人々によって (a providis et honestis) 叫び声および評判を通じて (si per clamorem et famam excessus eius ad aures superioris pervenerit) [教会] 首長者の耳に達し「これによつて」叫び声が合図し悪評が付けにされる (clamor innuit et diffamatio manifestat) 場合には、ただ一回だけでなくたびたび教会の細心なる首長者の面前で真実が吟味なされねばならない》(X. V. I. 17)。最後に、ここには、既述の書簡 *ua nos duxit* に書かれていた、《彼ら「娼婦を抱えているとの風評のある聖職者」がそこに混じって生活していると認められる、その当の良き人々》といった言い回しに見えるのと同様、《品行正しき人々 (honesti)》に属せざるもの、言い換えれば良き生活法の中にあらざる者を、《叫び声》や《「悪」評判》を蒙りたる人間と見なさうとする、当代一般の考え方が暗に表明されていよう。

注

- (20) G. May, Die Infamie im Decretum Gratiani, in: Archiv f. Katholisches Kirchenrecht 129 (1960) 389 (Anm. 2).  
 (21) Cf. Wallenbach-Levison, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger, 1953, 72; H. Fuhrmann, Pseudohistorische Fälschungen, in: HFRG IV (1985-1990) 80 f.; O. Meyer/R. Krauser, Clavis Mediaevalis, 1966, 125 (Artikel: Kanones).  
 (22) infamia *de re publica fama* のこと Gracianus 由來のコメントの一例としてあげた P. F. Ebel/G. Thiel-

- mann, Rechtsgeschichte, I, 1989, 153-54 がみちる C. 6, Q. 5, dictum p. c. 2: «Hoc autem servandum est, quando reum publica fama non vexat. Tunc enim auctoritate eiusdem Gregorii propter scandalum removendum, famam suam reum purgare oportet》を参照。このことについてはローマ法典の犯罪手続では証明の負担は原告にある(P. Hinschius, System des katholischen Kirchenrechts mit besonderer Rücksicht auf Deutschland, Bd. 5, 1893 [Ndr. 1969] 346 [Ann. 2]) のこと、被疑の infamia が存在するときは、その例外となつてこのことである。
- (23) H. Ruhmann, Einfluss und Verbreitung der pseudoisidorischen Fälschungen, 2 (1973) 583 (Ann. 428, 429) にみちる Gratian は「聖職者の身分を保護し、教階制度を護る上必要な場合に Pseudoisidor を修正した。ちなみに Pseudoisidor は「下級聖職者に高級聖職者や聖職者にならうとしたが、Gratian は「高級聖職者に不利な証言をなそうとする。その Pseudoisidor は (hominis)suspecti, ちなみに infames は聖職者ではないから、このこと」 P. Landau [Fn. 92], 18 [Ann. 75, 76] なら Gratian は infames こそ「聖職者にならうとする聖職者・聖職者にならうとせよ」といふ。
- (24) G. May, Die Anfänge der Infamie im kanonischen Recht, in: ZRG(KA) 47 (1961) 93 (Pseudo-Isidor bewirkte), なお「一般に『九世紀以後の教会立法は』 Isidor 偽書の基礎の上に行つた」(藤井武夫『法の変動』「一九四九」一九二頁)といわれる。
- (25) J. H. Wigmore, A Panorama of World's Legal System III (1928), 935 (a), 971 (a).
- (26) フランコ時代以降インノケンティウス三世の時代のこと、W. Trusen (Fn. 114), 175-187 に詳し。また Gratian 以前に聖 P. Landau (Fn. 92), 17 (Ann. 71, 72)-18. Landau にみればこの時代の infamia は purgatio canonica の前提となつた (S. 18 [Ann. 74])。その上「ローマ法における infamia の訴訟法的効果との関わりから推して」 G. May (Fn. 124), 79-83 を参照。
- (27) C. A. Luckeath, Rainmund von Peniaforte, in: HRG IV (1985-1990) 1:3 ff.; J. F. v. Schulte (Fn. 6), 408 f.; G. Silano, in: DMA 10 (1988), 266.

- (128) 漆原隆「異端審問制における教権と俗権」『ヨーロッパ・キリスト教史 3』(一九七二)二九九頁以下、キー・テスタス・シヤン・テスタス(安斎和雄訳)『異端審問』(一九七四)十一頁。cf. A. Ertler, *Inquisition*, in: HRG II 370 (c. 9 X de haeret. 7).
- (129) 本稿に用いたのは『神の代理人 (vicarius Dei)』を著した R. W. Carlyle/A. J. Carlyle, *A History of Medieval Political Theory in the West*, vol. 5, 1962, 132 mit Anm. 6, 156 Anm. 5; F. Kantorowicz, *Kaiser Friedrich der Zweite*, Erg.-Bd., 3. Aufl., 1986, 20; H. M. Schaller, *Die Kaiseridee Friedrichs II.*, in: *Vorträge und Forschungen* 16 (1974), 125 (Anm. 60). ウルマン(朝倉文市訳)『中世ヨーロッパの政治思想』(一九八三)一〇九頁(「キリストの代理人としての教皇」)。
- (130) この長文の書籍が当初 Rainund によって Liber Extra に収録されたのは、そのうちの五分の一、しかも書籍の最後部分に過ぎない。残り五分の四部分は、当カノン法集成の刊本として現在なお権威ある Corpus Iuris Canonici にやうして編輯 E. Friedberg(1837-1910) によって補充され(イタリヤ部分)全文が明らかとなった。本書簡や Ad abolendam を含む。以下本稿で利用する他の書籍についても、Friedberg の行った助力を受けていることを付記しておきたい。
- (131) Cf. W. Ullmann, *The Growth of Papal Government in the Middle Ages*, 1970 (3. ed.), 364 (civil consequences).
- (132) *Concilium Oecumenicorum Secreta*. Cumanthus Josepho Alberigo u. a., 1962, 209-211. <ハノー・ゾントノン編『キリスト教文書資料集』(一九七六)二〇二頁。
- (133) J. Fr. Böhmer, *Acta Imperii Selecta*, 1870(Ndr. 1967), 666. Vgl. Ch. Lea, *Geschichte der Inquisition im Mittelalter*. Autorisierte Übersetzung, bearb. v. H. Wieck/M. Rachel, Bd. 1, Nördlingen 1987, 363 (In Italien).
- (134) Cf. O. Hageneder, *Studien zur Dekretale „Vergegnis“* (X. V., 7, 10), ZRG (KA) 49 (1963) 167 (Anm. 91). なお、カタリ派の場合、渡辺(注7)四一七頁以下によれば、異端者つまり「完徳者 perfecti」にならして「帰依者 credentes」は「未だ救慰礼を受けていない者」、その本質は「入信予約者」であった。こうした帰依者について「カタリ派が広

く一般人に適合できた理由は臨終授礼の便法にあったが、臨終授礼の作出す帰依者の地位はさらに進んで積極的な社会的機能を發揮した(四四七頁)といわれているのは、本文との関連で重要であろう。

(135) なお、フーベルト・イエチーン(出崎澄男・梅津尚志訳)『キリスト教会公会議史』(一九六七)九二頁、ヘンリー・ベッテノン編(注132)二〇〇頁参照。

(136) O. Hageneder (Fn. 134), 147 mit Anm. 35, 148 (Anm. 36).

(137) 以上諸引用は、渡辺、前掲(注7)三六八頁以下、三一一頁以下、および渡辺、前掲(注8)二〇四頁。

(138) 淵、前掲(注9)二〇頁(注五二)。

(139) 司牧者の、カタリ派への共感について、フリードリヒ・ヘーア(小山由丸・小西邦雄訳)『ヨーロッパ精神史』(一九八一)八七頁。

(140) W. Trusen (Fn. 114), 191 (Anm. 87); D. Oehler, Zur Entstehung des strafrechtlichen Inquisitionsprozesses, in: *Gedächtnisschrift f. Hilde Kaufmann*, 1986, 849 (Anm. 10).

(141) ヘーア前掲(注139)八九頁。 Cf. A. S. Turberville, Heresies and the Inquisition in the Middle Ages, c. 1000-1305, in: *The Cambridge Medieval History*, vol. 6(1929), 717(diffamatio of the locality); H. Ch. Lea(Fn. 133), 350-351 (Anm. 1). 449 W. Trusen (Fn. 114), 212 (Anm. 138); Sendverfahren.

(142) Cf. O. Hageneder (Fn. 134), 153 (Anm. 51).

(143) C. H. Haskins, Robert Le Bougre and the Beginnings of the Inquisition in Northern France, in: *American Historical Review* 7 (1902) 450 (n. 9). 堀米庸三「異端」『世界の歴史』八(一九六八)三三三頁下段、また Bougre の名称について、三三四頁下段参照。ルナルル・キェマン(橋口倫介訳)『中世末期教会史』(一九六二)七五―七六頁。 A. Erlar (Fn. 128), 372-73 (Le Bougre)。

(144) E. Chenon, L' hérésie a la Charité-sur-Loire et les débuts de l' inquisition monastique dans la France du Nord

- au XIIIe siècle, in: *Revue historique de droit français et étranger*, Ser. 3, vol. 41 (1917) 303 (n. 1) et suiv. ; L. Kolmer, *Ad capiendus vulpes. Die Ketzerbekämpfung in Südfrankreich in der ersten Hälfte des 13. Jahrhunderts und die Ausbildung des Inquisitionsverfahrens*, 1982, 50 (Ann. 80) f; W. Trusen (Fn. 114), 191 (Ann. 88).
- (145) イノケンティウス三世の Inquisition かとくに聖職者'なかんずく高級聖職者の紀律化(下級聖職者の犯罪の探査と並べ)それが彼の教条的滅 Reform der Kirche や密着した)を田中ユリツタ(ユリツタ)フ. A. Biener (Fn. 83), 40 (Ann. 4); W. Trusen (Fn. 114), 203 (Exzesse der Prälaten), 211 (Ann. 122, 123 u. höheren Klerus).
- (146) Cf. R. Schmidt, *Die Herkunft des Inquisitionsprozesses* (S. A. a. Festschrift d. Univ. Freiburg), 1902, 85 (Ann. 2).
- (147) Cf. L. Kolmer (Fn. 144), 52 (der Entschluss).
- (148) P. Fournier, *Les officialités au moyen âge*, 1880, p. 266 (n. 1 et 2). フールニエ(編 聖職)「フランス中世カノン法訴訟制度概説(1)」「神田法学雑誌」三三の1・二(一九七三)参照。
- (149) ヲの《auspicio》の本文は'前節に紹介の通り' MLF Art. 29 に田中ユリツタ(ユリツタ)カノンの影響を明なせる' > Trouga Heinrich > c. 16; 《qui in infamia……laborant》のヲの聖と回ヲカノンカノン。
- (150) W. Trusen (Fn. 114), 213 (Ann. 139).
- (151) W. Trusen (Fn. 114), 194 (Ann. 99).
- (152) 同じ言葉はすび' C. 2, q. 1, dictum p. c. 16 に見いだされる。ジャン・フィリップ・レヴィ(上口 裕次)「中世法における証明の序列」(一)『南山法学』二二の1(一九八八)一四四頁(注三二)参照。
- (153) カノン法によると証人は二人。証人一人だけでは probatio semi-plena しかえられない。この点では fama についても同じ。半証明のときは'補充宣誓による'完全なものとなりうる。あるいは'被告にたいして purgatio canonica が課せらるる'など。R. C. van Caenegem, *History of European Civil Procedure, in: International Encyclopedia of Comparative Law*, vol. 16, o. J., 20 (probationes plenae).







税  
論

(176) W. Trusen (Fn. 114), 196 (Ann. 106), 210 (Korrektur). 上記した認識は大概、すでに述べた表明されてきた（たゞ A. Esmein [Fn. 157], 75 [n. 4]; F. Zeebauer [Fn. 162], 189 [Anstoss]）。よが、F. A. Biener (Fn. 83), 40 が 'inquisitio は infamia に基づく手続に代わって發端した」と見つけたのにならば、'infamia の手続との連続性により注目すべきとするものゝ間に特徴があるものといえよう。

(177) 前注(176)所掲 p. 213-15. ユーレン語学文庫 D. Oehler (Fn. 140), 851 (Ann. 13) - 852 に見えず。

(178) Cf. A. Esmein (Fn. 157), 75 n. 4; P. Fournier (Fn. 148), 269 (n. 4); W. Trusen (Fn. 114), 206 (Ann. 129); R. v. Hippel, Deutsches Strafrecht, 1925 (Ndr. 1971), 87 Ann. 6.

(179) この箇所の註文方がごつと E. Friedberg (Fn. 9), col. 738 mit Anm. 16. など 'legitima inscriptio' と誤り A. Patschovsky (Fn. 11), 674 (Ann. 100); D. Oehler (Fn. 140), 849 (Ann. 12).

(180) Cf. F. A. Biener (Fn. 83), 52 (Degradation); E. Friedberg (Fn. 156), 335 (degradatio); H. E. Feine (Fn. 157), 440 (degradatio).

(181) denunciatio とは進んで inquisitio の開設はヨリ多くの抵抗に遭遇し、ために、第四ラテラノ公会議決議八条で最後の仕上げに到達するまで、インノケンティウスは、このように、「時代の精神」に基づいて、inquisitio の理由づけのため繰り返してある有名な聖書の文句に基づいて知らるべきなかつたわけである (F. A. Biener [Fn. 83], 40 [Rechtfertigungen], 47 [biblische Stellen])。しかし、A. Esmein (Fn. 157), 75 (n. 1) が、このように、'inquisitio が依拠して来たのは、実際のところ、は、教皇の「全き権力 (la toute-puissance papale)」と、これに由来する「監督権 (le droit de surveillance)」とである。

(182) たとえば、瀧前掲(注7)五一頁注四九に、「同教皇の「異端対策の基本的枠組を形造った」ものとして邦訳が掲げられている X. V. 7. 12 (一一九九)を参照。

(183) インノケンティウスによる Inquisition の導入と異端運動との関係は興味を引く問題である。すでに古く F. Biener (Fn.

83), 41 (Dagegen) - 42 が Inquisition は異端の鎮圧を目的として設けられるに至ったのではなくと決つて来た(「画現象は単にときを同じくしたに過ぎず関連性は無い」)。淵前掲(注7)三二頁(注七)は「これとは別の見解にあるもの」であると語られる。この問題——これについては、そのあたりで W. Trusen (Fn.114), 211 (Ann. 136) - 213 (Ann. 141) を参照にならう——は「このでは立ち入ることはできない。ただ以下のいふだけには留めて置く」。

Inquisition を聖職の Ketzprozess とは、その一回一視である(「この点に於て」 H. Mittels, Beaumanoir und die geistliche Gerichtsbarkeit, in: ZRG[KA] 4 [1914], 341 [Ann. 225] とある)。異端者に対する手続は在郷の訴訟手続とは全く一種の Standrecht であり非常事態のやむを得ざる手続である(「この点を以て」 R. Schmidt, Die Herkunft [Fn. 146], 88 [Ann. 1] : W. Trusen [Fn. 114], 213 [Ketzerinquisition] : D. Oehler [Fn. 140], 846 [Der Geistliche] の同語句を致す)。とは、一方、他方で、聖職者がカタリ派異端に反感を示して来た事実がある(前注10)とすれば、インクウイジツトウスの関心の的であつた聖職者の浄化には Inquisition が相応の役割を果たしたと見なければならぬ——この点に L. Kolmer [Fn. 144], 63 [Ann. 144] は同語句の発言を見せたい——。異端運動時代という当該時代の「環境から見て」両者の関係を全く無縁のものとして置くわけにはいかないであらう。第四ラテラノ公会議の決議 c. 3 (X. V. 7. 1387) である。異端者に対する一般審問 Generalinquisition を規定した( H. Dicher [Fn. 43], 225 [Ann. 14] )。最後に D. Oehler (Fn. 140), 861 が Inquisition の成立問題は史料に依拠できるといふはまことに少なく、したがつてむしろ多くは「時代の諸要因」——教会的、経済的(聖職売買 Simonie は本質的に経済犯罪であつた)、社会的、人的諸関係、また権力構造など——との関連で追究されねばならぬと説く。今後の研究にとって、銘記すべき見解であらう。

- (註) Charles Petit-Dutilleul, The feudal monarchy in France and England, 1964, 278 ; J. Le Goff, Das Hochmittelalter (Fischer Weltgeschichte 11), 1965, 246. キー・ナスラス前掲(注8)十二頁以下。

五

二七 フリードリヒ二世の諸立法中最初に異端を対象にした法は、一二二〇年十一月二二日、イタリアにおける支配権を彼に与えやがてロンバルディア都市と教主とにたいし生涯をかけての闘争に向かわせることになる皇帝戴冠にさいしてローマにおいて発せられた「Constitutio in Basilica Sancti Petri」の c. 6 および c. 7 である。のちにフリードリヒは一二三九年三月二〇日グレゴリウス九世 (†1241) により再び破門に処せられ、おりしもこの日、一二一六年来彼につねに扈從し彼の最初の破門にさいしその赦免のために骨を折った友、そして同時に教主の助言者でもあったドイツ騎士修道会第四代総長 Hermann von Salza が Salerno で病没<sup>(18)</sup>、こうして中世カトリック世界の二大支配者の間の闘いは和解しがたいまま最終段階を迎える。一二三九年破門されていくばくも無いころ皇帝は、かつて戴冠を受けた土地ローマを《帝国の首都 (Romana caput imperii)》と呼んで「永遠の都」にたいする教主の専制的支配権に異を唱え、帝権と教権との同格性を主張する。だがしかし、当時エルサレムの奪還という「宗教的」理念に包まれていた老教皇ホノリウス三世による聖ペトロ寺院での皇帝戴冠の一二三〇年、同じローマにおいて発布されたかの戴冠法の、異端に関する両箇条は(戴冠法自体と同様)明らかに教主側のイニシヤチブによっておりその雛型は教皇庁によって前もって用意されていた。それは、教会のために皇帝フリードリヒがキリスト教世界の一方の支配者としての職責を果たし、これによって帝権の名譽ある義務を尽くそうとするのを表明するものであった。六年後にホノリウスは教書 *Novae Causarum* (一二三六年一月) をもって「自らの教令集をボローニヤ大学の (Canonicus であり Archidiaconus であつた) Tancredus (†1234/36) に送付する。このいわゆる *Compilatio quinta* の中」<sup>(19)</sup> かの戴冠法全体が、

しかも唯一つ教皇に由来しない法令として挿入された。<sup>(18)</sup>異端箇条を含め *Kronungsgesetz* の全体がそのような処遇を受けるに到った所以は右のような戴冠法の由来を知ればおのずと理解できよう。それは、教会主導のもとで帝権と教権の合一 *unio imperii et ecclesiae* <sup>(19)</sup> をはかるうという教会側のプログラムに他ならなかった。<sup>(20)</sup>しかし他方で、ポローニヤの法学者に対し、戴冠法の諸規定を *Authenticae* として *Codex Justinianus* 中の関連箇所にそれぞれ挿入することを命じたフリードリヒはフリードリヒで、(とくにロンバルディア都市問題について) 教皇が抱いたのとは異なる意味においてではあったが、そうした *unio* に、帝権にとっての利益を見いだしていた。<sup>(21)</sup>

ホノリウスが *Compilatio quinta* の編纂になじして戴冠法を右のように取り扱うに到った理由は、c. 6. c. 7 に限っていえばその範本関係からもよく理解できる。全帝国に向けられ、しかしとりわけてロンバルディア諸都市に照準の当てられたこれら異端箇条のうち、冒頭部分において、*potestates* や *consules* や *rectores* など都市の公職に就く者は誰であれ就任に当って、《異端者として教会によって名を挙げられたる者すべてを、最上の誠実さをもって、人々の前で、かれら「公職にあるもの」の裁判権に服する土地から追放する》<sup>(22)</sup> かつ誓約をなさねばならないと述べる。これはほぼ全文の文言が、第四 *Laterankonzil* の a. 3 中にあるものなのである。そしてこの a. 3 そのものはインノケンティウス三世の書簡 *Vergeris in senium* に大きく依拠していたことは既述(前節)の通りである。つまりして c. 7 には、異端者を援助する者が破門を受けて一年以内に罪を償わぬときは《法律上当然に不名誉なるものと見なされるべし》(*ipso iure sit factus infamis*)<sup>(23)</sup> との a. 3 の言葉が採録されている。また c. 6 では、《*Chunri* であれ *Pataroni* であれ、*Leonsize* や *Speronische* や *Arnaldistiae* や *Circunciosi* であれどのような名で呼ばれていようと、両性のすべてに異端者を、朕は永久に不名誉たるものとの判決を言い渡し非難しアハトに処する (*perpetua dampnamus infamia, diffidamus atque banimus*)。》<sup>(24)</sup> のような者の財産は没収せられるべきであり (*bona talium confiscantur*) もはや彼らに

説は戻らないものと見なし、したがって「異端者の」息子らは彼らの相続財産を取得しえない (*filii ad successionem eorum pervenire non possunt*)。ただし、永遠的主権を犯すのは現世的主権を犯すのに比べて格段に重い「罪に値する」もの (*longe sit pravius eternam quam temporalem offendere maiestatem*) だから」と述べられる。この点、《永遠的主権を犯す》云々というのは、異端支援者の財産の没収を反逆罪に関するローマ法文によって (*secundum legitimis sanctiones*)<sup>(18)</sup> 根拠づけようとした *Vergerius* に見いだされる文言である。むしろいえば、《perpetua dampnantis infamia》とあるのは、ルキウス三世の勅令 *Ad abolendum* にいわれる 《perpetua infamia condemnatos》(前節) からそのまま引かれてきた表現であろう。ただ、《息子らは彼らの相続財産を取得しえない》と加えられたのは新しい文言のようである。いずれにせよ、戴冠法の異端箇条は教会の意思に全く添うもの、あたかもカノン法の一部のごとく、全キリスト教世界に妥当するとされるものであったのは間違いない。

ついで、フリードリヒの上記(1) *Könungsgesetz c. 6, c. 7* 以後の異端法としては、(2) 一二二四年二月にロンバルディアにおける異端に対し *Catania* で発せられた法——ここでは注目すべきことに、異端は火刑、舌の切断刑に処せられている<sup>(19)</sup>——、そして(3) 一二三二年二月二二日、および(4) 同年三月にいずれも *Ravenna* で出され、とくにドイツを的にした法、最後に一二三八年五月から翌年二月にかけて *Cremona* と *Padua* で布告され、いずれも前代の法を確認した三つの法——(5) 五月十四日、(4) の確認、(6) 六月二六日 (*K. v. M.* 「後述」の二と同一もの)、(7) 二月二二日、(1) の確認——があった。<sup>(20)</sup> 右の(2) 以下の諸立法法の基底にあった観念もまた *unio imperii et ecclesiae* に求められるが、この点についてよい指標となるのは(3)である。これは主に(1)を確認したものであったが、新たに二つの法が付加された。その一つ——他の一つについては後述——に、*Palerani* やその隠匿者など支援者の家屋は破壊されるべきことが見える。このことはすでに、一二三一年六月二五日トリール大司教あてのグレゴリウス九世の書簡(前節)に掲げら

れていたローマ元老院議員 Annibaldo 制定の *constitutiones* の中に次のように見いだされるのである。《何びとか「ローマ」市民が無分別な冒険にかられて何びとか異端者をそこにあえて匿った彼の家は復旧のいかなる時とも与えられることなく土台から破壊されるべし》と。<sup>(28)</sup> 一二三二年の、本節で考察の対象とする *Liber Constitutionum Regni Siciliae* における異端法規 (*lib. i. tit. i. c. 2*) もまた、既述のごとく一二三九年三月の、教皇権との関係の決定的な破綻によって終焉を迎えるものの、後にインノケンティウス四世など諸教皇によって確認され、イタリアやフランスなどヨーロッパの諸国家・都市に大きな影響を与えた。<sup>(29)</sup> フリードリヒのこのような一連の異端立法の流れの中に位置を占めているものである。

二八 フリードリヒ二世みずから *Liber Augustalis* と名づけ、あるいは近世以来 *Konstitutionen von Meli* と呼ばれたこの法典 (全三書)——以下では、*K.V.M.* と略記——は、四年後マインツで発せられたラテン語文 *M.L.F.* におけると同様に、教会に関する規定から始まり、ついで平和法・フェーデ法以下に及ぶという構成をとっていた。もちろんこの立法の浩瀚さは *M.L.F.* と比べべくもないが、ともかく *M.L.F. c. 1* に見いだされる《教会の特権と法 (*libertates ecclesiarum et iura*)》の促進については、*K.V.M.* はすでに序文で謳っている。《キリスト教の母たる聖なる教会を、信仰を軽視する者のひそやかな不誠実によって、辱めることは許されることなかるべし》。続けて述べる次の文章は注目に値しよう。《王と諸侯とは誰であれ》それ「教会」を、公然たる敵視者から、世俗の剣の力によって「これが」達成されるように保護し、そして (*aque*) 人民のためには平和を (*pacem*)、かつ平和がもたらされた「後の」同じこれらの人々のためには「さらに」正義を (*justitiam*)——これら「平和と正義」はあたかも姉妹のごとく相互に抱かれ合われねばならない——可能なかぎり保持すべし》。<sup>(30)</sup> 二)からは、*pax et iustitia* の表現という重要な、統治者の伝統的な職務のことが記されているばかりでなく、教会の保護が王国民の平和と正義とに優先するものと見なされていたこと



論  
説  
がうかがえる。<sup>(28)</sup>とするならば、K. v. M. における異端法もまた *unio imperii et ecclesiae* の觀念にうらうちされていたし、「中世における最も興味深い現象」ととかく名づけられるフリードリヒ二世も、この意味ではあくまでキリスト教的中世の支配者、というよりは「中世の完成者」であった。の *Mon* にいわせれば、フリードリヒは「國家的なるものの莊嚴さをまさに瀆神に到る限度すれすれまでに高揚し、みずからを神とキリストにたとえ自」の帝國を *imp.ialis ecclesia* として見た<sup>(29)</sup>。こうして、彼は「眞実、もしかすると、およそ西洋が生んだ最も不寛容な皇帝であった」(E. Kantorowicz) といわれる<sup>(30)</sup>にもなる。

だが他方では、フリードリヒの異端法はいまや、全キリスト教徒に向けて適用されるといった教皇的理念ではなく、彼が教皇にたいしその擁護のために闘った「自立的世俗國家の理念」<sup>(31)</sup>を表明するもの、この理念を體現した彼の國家シチリア王國の中で実施されるべく官僚機構——しかも苛酷ともいえるほどに規律づけられた<sup>(32)</sup>——の手に委ねられるものであった。かくしてここでは教会は俗人と並んでただ國家の保護内の存在と化し、異端は《國家犯罪 (*publica crimina*)》(I. 1) すなわち國家的訴追の対象となる犯罪に含まれていく。M. J. Odenheimer は、中世盛期以後世俗權力による立法が出現するにさいしてそれがキリスト教會の法理念——自然法と立法原理——に手がかりを求めた事例として、教會において現れた慣習法理論(すなわち *consuetudines bone, iustae et rationabiles et injusta consuetudo* との區別)・平和運動 (*trangu Dei*) とともに、異端対策をあげている。<sup>(33)</sup>元來聖界内部の問題であった異端問題が教會側の要請によって世俗權力の助力を求められて行き、このことが世俗權力の異端立法に活動の動機を与えるに到り、こうして異端の問題が大きな一つの契機となって國王の立法が教會理論を背後にしつつ登場するのである。<sup>(34)</sup>「ローマ時代以來最初の異端者に対する行政的立法」<sup>(35)</sup>は、一二六六年ヘンリー二世の *Assize of Clarendon* にあるものといわれているが、ともかく、以上の意味において、K. v. M. の異端法規に典型的にうかがえる、異端法のこうしたいわ

世俗化国家化過程にも注目せねばならぬことである。

注

- (81) 前註(77)° cf. A. Wolf, Die Gesetzgebung (Fn. 10), 568 (Ann. 13).
- (86) B. Koehler, Hermann v. Salza, in : HRG I 96-98 ; H. Heimpel, Hermann v. Salza, in : Die Grossen Deutschen I (1956), 171-86. シュンベル (國語雜誌) 『人間と今の現在』(一九七五)一〇四頁以下。國語雜誌『シュンベル』(一九七四)六一頁以下。
- (87) H. M. Schaller (Fn.129), 128 (Ann. 78).
- (88) Cf. P. Andrieu-Guitrancourt (Fn. 6), 754-55.
- (89) H. Dlicher (Fn. 43), 51 (Ann. 344) ; H. E. Feine (Fn. 157), 286 (Ann. 16).
- (90) Cf. O. v. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, III, 1881 (Ndr. 1954), 526 (Ann. 20 [Einkünfte von regnum et sacerdotium]).
- (91) K.-V. Selge, Die Ketzerpolitik Friedrichs II., in : Vorträge und Forschungen 16 (1974), 317(Ann. 13), 318 (Programm), 319 (Ann. 19), 321 (unio), 331 (Ann. 57). \*cf. J. Le Goff (Fn. 184), 247-48 (Zusammenarbeit zwischen Kirche u. öffentlicher Gewalt [der weltliche Arm]). Friedrich II. の異端立法を貫く精神が教会の要求に広範に即応するのゆえに「たつたは、ちびり F. Zechbauer (Fn. 162), 239 (Ann. 6) が指摘していた。
- (92) K.-V. Selge (Fn.191), 320 (Ann. 21) u. 320 (politischen Akt); W. Trusen (Fn. 114), 220 (Häretikerbekämpfung).
- (93) なお、フリードリヒは、彼の政治的敵対者たるロンバルディア都市を端的に「Ketzer」と呼び、ニコロウス九世の抗議を惹き起した(H. M. Schaller [Fn. 2], 42) じ K.v.M. の発布後に起きた Messina や Siracusa の市民の反乱にさいしては、首謀者を異端者と呼びわり、縛り首あるいは火刑に処し、これに伴って幾つかの小市を全壊せしめ市民を他所に移

中をわた (H. M. Schaller [Fn. 2], 44 ; H. Netze [Fn. 2], 65)°

(94) この a. 3 の内容に關し、今野國雄「第四ラテラノ公会議について」『ローマノ—經濟・社会・文化』(一九七九)二五—  
 一頁以下。前掲書は「個々の異端ではなく、あらゆる異端を無差別に禁圧の対象とする」といふ異端弾圧の新たな段階に  
 入つた」ことを示すものとなれる。異端者を列挙する Constitutio Gregoris IX. (X. V. 7, 15) を參照 (A. Erlert, Ketzler,  
 in: HRG II 711)°

(95) Cf. K. - V. Selge (Fn. 191), 319 (Das Ketzergesetz) f.

(96) O. Hageneder (Fn. 134), 144 (Anm. 22) に於て、一三九七年九月四日 の Honorius 四年 Arcadius 帝の勅令 Quis-  
 quis (Codex Theodosianus [15 February 438] 9, 14, 3 ; Codex Justinianus [7 April 529] 9, 8, 5) を指す。この勅令  
 は R. v. Hippel (Fn. 178), 89 (Anm. 4) が「インクウイジションの起源由来」について「種族や」つねにた  
 りかへ R. Schmidt (Fn. 284) の所説を紹介した後、そのローマ法に於てなされたことを強調して居る。

(97) Vgl. F. Zechbauer (Fn. 162), 242 Anm. 3 ; W. Trusen (Fn. 114), 220 („Vergentis“).

(98) Cf. H. E. Feine (Fn. 157), 441 (Anm. 2) ; A. Erlert (Fn. 128), 373 (Peuertod). キー・トクタルと題 (標題) した  
 以下、この法令に關する異議者への火刑導入の法的根拠問題について、K.-V. Selge (Fn. 191), 324 (den Peuertod)ff.  
 を註する。

(99) MG Const. II, Nr. 100 (p. 126-27), Nr. 157 (p. 195), Nr. 158 (p. 196-97), Nr. 209-211 (p. 281-85), cf. A. Wolf,  
 Die Gesetzgebung (Fn. 10), 569 (Anm. 3-6).

(100) このことについては、著者の著書 J. Ficker, Die gesetzliche Einführung der Todesstrafe für Ketzler, MIOG 1 (1880), 190 以下  
 には、インクウイジションに對して維持されたこの algermanischer Rechtsbruch のことについて、

(101) Vgl. Biener (Fn. 83), 61 (Anm. 67) - 62 (Anm. 70) ; H. Ch. Lea (Fn. 133), 359 (In einer Reihe)-362 (Anm. 2) ;  
 K. - V. Selge (Fn. 191), 321 (Anm. 24) ; A. Erlert (Fn. 128), 373 (Register).



説 an der Entstehung der Vorherrschaft des staatlich gesetzten Rechts im deutschen und französischen Rechtsgebiet.

1957, 46 (Ann. 31), 52 (Ann. 30).

編 (212) M. J. Odenheimer 著の『Saint Louis の法律 Ordonnance en faveur des Eglises, et contre le

heretique du Pays de Languedoc 研究』(S. 52 [Ann. 32])。これは、Diözese Nîmes における異端審問に関する

有名な『canon III des IV. Laterankonzils』の題々の誤記を取り入れたものである。内務省『L. Buisson, König

Ludwig IX., der Heilige, und das Recht, Studie zur Gestaltung der Lebensordnung Frankreichs im hohen Mittelalter,

1954, 133 (Ann. 5) - 134 (Ann. 6) を参照。同書(1111-1213年) Graf Raimond VII. von Toulouse の『聖なる

年々の教皇使節との闘い』と和訳がなされた。L. Buisson, 134 (Ann. 7)。

(213) Ch. H. Haskins, The Renaissance of the Twelfth Century, 1927, 365. 本文は『西口洋一訳『十二世紀ルネサンス』

(一九八五) 三一九頁による。

(214) c. 21 : 《Prohibet etiam dominus rex, quod nullus in tota Anglia receptet in terra sua vel soca [ : seigniorial jurisdiction] sua vel domo sub se, aliquem de secta illorum renegatorum [ : apostate] qui excommunicati et signati

fuernnt apud Oxeneforde. Et si quis eos receperit, ipse erit in misericordia [ : discretion to amerce] domini regis ;

et domus, in qua illi fuerint, portetur extra villam et comburatur》(W. Stubbs, Select Charters, 3. ed., 1876, 145-

46). [ ] 註釋書の引用。

【未訳】